

議案第52号

訴えの提起について

上記の議案を提出する。

令和3年6月7日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

訴えの提起をする必要があるので、本案を提出いたします。

1 議決事件

訴えの提起

2 裁判所

東京地方裁判所

3 当事者

(1) 原告

葛飾区

(2) 被告

ア

イ

ウ

エ

オ

カ

4 訴えの趣旨

- (1) 未成年者である被告 [redacted]、その両親である被告 [redacted] 及び被告 [redacted] 並びに未成年者である被告 [redacted]、その両親である被告 [redacted] 及び被告 [redacted] は、原告に対し、連帯して被告 [redacted] 及び被告 [redacted] が金町公園男子便所において放

火を行ったことによる補修工事費用等相当額の損害の賠償として金668万4,685円及びこれに対する平成31年4月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 未成年者である被告■■■■、その両親である被告■■■■及び被告■■■■は、原告に対し、連帯して被告■■■■が柴又二丁目公園多目的トイレにおいて物品に火をつけ、壁を焦がしたことによる塗装費用相当額の損害の賠償として金260円及びこれに対する平成31年4月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

5 訴訟追行の方針

本件損害に関し、公益財団法人特別区協議会の火災保険から火災共済金215万円が葛飾区に支払われる見込みのため、当該共済金により損害填補がされた場合は、請求を減縮することができるものとする。